

○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）            第十八条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書（同項に規定する書類を含む。以下この条において単に「目論見書」という。）に記載された事項を提供しようとする者（以下この条において「目論見書提供者」という。）において、第六項で定めるところにより、あらかじめ、当該目論見書の交付を受けるべき者（以下この条において「目論見書被提供者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>〔3 7 略〕</p> <p>（法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）            第十八条の三 〔略〕</p> <p>2 法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>〔3 6 略〕</p>	<p>（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）            第十八条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書（以下この条において単に「目論見書」という。）に記載された事項を提供しようとする者（以下この条において「目論見書提供者」という。）において、第六項で定めるところにより、あらかじめ、当該目論見書の交付を受けるべき者（以下この条において「目論見書被提供者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔3 7 同上〕</p> <p>（法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）            第十八条の三 〔同上〕</p> <p>2 法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔3 6 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。